

通勤災害

問 当社従業員が車で出勤途中で自宅から1キロ離れた、会社とは逆の方向にあるガソリンスタンド

答 本件の場合には、車通勤を行う者であれば給油するという行為は、通勤を継続する必要上又は就業のためにとらざるを得ない行為と認められ、当該行為は通勤の途中に行われることが一般的です。

また、自宅から最短距離にあるガソリンスタンドを利用していることから判断すると、給油のための迂回は通常の通勤経路と比較して著しく遠回りであるとは認められず必要最小限度内であると認められます。

この場合は、給油のための迂回は通勤に通常随伴する行為と認められ、いわゆる「逸脱」・「中断」には該当せず「合理的な経路」に該当すると考えられます。

よって、本件は通勤災害と認められます。

【参考】



下に向かう途中で自動車事故を起こしました。通勤災害と認められますか。当該ガソリンスタンドは、普段から利用していて自宅から一番近い場所にあります。

●「通勤」とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいいます。

●「合理的な経路」とは、住居と就業の場所との間を往復する場合に一般に労働者が用いるものと認められる経路をいいます。

路とは認められないことになり。また、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいいます。

●「中断」とは、通勤時において通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。



通勤のために通常利用する経路であれば、そのような経路が複数あったとしても、それらの経路はいずれも合理的な経路とされます。

しかし、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路をとる場合には、合理的な

行為と考えられますから、その後は通勤とは認められませんが、通勤の途中で日常生活上必要な行為であって、やむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、当該逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した後は通勤と認められること

とされています。

なお「やむを得ない事由により」とは、日常生活の必要のあることをい、**「最小限度のもの」**とは、当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最小限度の時間、距離等をいいます。

イラスト・木村武司

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係 (方面)	<052> 961-8653
安全衛生課	<052> 961-8654
労災課	<052> 961-8655